

経理の窓

11月



もう2008年のカレンダーが手元に、今年もあと2ヶ月になりました。
はやいものですね。年内のスケジュールを再確認しました。

今月の税務	法人 : 9月決算法人の確定申告と納付 個人 : 所得税の第2期分の納付 個人事業税の第2期分の納付
--------------	---

年末調整について

まもなく年末調整、確定申告の時期になります。昨年度と比べて変更になっていることは、

(定率減税の廃止・所得税の税率の改正)

平成19年から、地方分権を進めるため、所得税(国税)から住民税(地方税)への税源移譲が行われています。そのため所得税の税率が変更になりました。定率減税は廃止されました。

(税源移譲の実施に伴う住宅借入金等特別控除額の特例措置)

所得税と住民税を合わせた税負担が、税源移譲の前後で変わらないように、平成19年分以降の所得税の額が減少することに伴い、所得税の額から控除できる住宅借入金等特別控除額が減少する方は、市区町村へ申告(平成20年は3月17日期限)することにより、減少額を翌年度分の住民税から控除することができます。平成11年1月1日から平成18年12月31日までに入居した方に限られます。

この措置の適用を受けるには、対象者が市区町村長に対し「市町村税及び都道府県税住宅借入金等特別税額控除申請書」を各事業年度の提出期限までに提出しなければなりません。

詳細は、市区町村窓口にお尋ねください。

(例) 住宅借入金等特別控除額 25万円
 年末調整年税額 15万円

の場合、差額の10万円を住民税から控除することが可能となります。

(住宅借入金等特別控除可能額の源泉徴収票の摘要欄への記載)

年末調整において、控除しきれない住宅借入金等特別控除の額がある場合には、「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」を記載します。また、住宅借入金等特別控除額のすべてを控除した場合は、「居住開始年月日」を記載します。

(地震保険料控除の創設)

平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が改組され、居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金(以下「地震保険料」といいます。)を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額(最高5万円)を「地震保険料控除」としてその居住者のその年分の総所得金額から控除することとされました。

また、経過措置として、平成18年12月31日にまでに締結した「長期損害保険料契約等」については、平成19年以後の各年において、従前の損害保険料控除と同様の金額を控除(最高1万5千円)が適用されます。この改正は、平成19年以後の所得税について適用されます。

改正後の控除額は、下記のとおりです。

①支払った保険料が地震保険料だけの場合
50,000円以下 ~ 支払った保険料の全額
50,001円以上 ~ 一律に50,000円
②支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合
10,000円以下 ~ 支払った保険料の全額
10,001円から20,000円まで ~ 支払った保険料の合計金額×0.5+5,000円
20,001円以上 ~ 一律に15,000円
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料との両方の場合
イ 地震保険料について①により求めた金額と、旧長期損害保険料について②により求めた金額との合計額が50,000円以下 ~ その合計金額
ロ 上記イの合計額が50,001円以上 ~ 一律に50,000円

(従前の損害保険料控除のうち短期損害保険料控除は、適用がなくなりました。)



有限会社 たべい
電話043-422-5836 FAX043-422-5844